

介護予防支援・介護予防ケアマネジメント重要事項説明書

あなたに説明する重要事項は以下のとおりです。

1. 事業所の概要

東根市地域包括支援センター中央は、東根市地域包括支援センター運営協議会設置要綱第2条第1号に基づき、社会福祉法人東根市社会福祉協議会が開設したものです。

(事業者)

運営主体の法人名(事業者名)	社会福祉法人東根市社会福祉協議会
法人所在地	東根市中央一丁目3番5号
代表者名	会長 土田正剛
電話番号	0237-41-2361
設立年月	昭和43年8月

(事業所)

事業所名	東根市地域包括支援センター中央
管理者の役職・氏名	介護支援専門員 大滝 志織
電話番号	0237-42-3939
ファックス番号	0237-43-2331
メールアドレス	higashine-houkatsu@rhythm.ocn.ne.jp
介護予防支援事業所番号	0601700016
開設年月日	平成18年4月1日

2. 事業の目的及び運営方針

事業の目的	利用者(要支援状態、もしくは総合事業対象者となった場合)に適正な介護予防支援・介護予防ケアマネジメント(以下「ケアマネジメント」という。)を提供することを目的とする。
運営方針	<ul style="list-style-type: none">・利用者の生活機能の低下、重度化を予防し、自分らしい生活の実現ができるよう、心身の状態の維持、改善に配慮して支援を行うこととする。・利用者の心身の状況、その置かれている環境などに応じて、適切なサービスが総合的かつ効率的に利用できるように支援を行うこととする。・ケアマネジメントの提供にあたっては利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、提供されるサービスなどが特定の種類又は、特定のサービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行うこととする。・事業の運営にあたっては、行政、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域におけるさまざまな取り組み等との連携に努める。

3. 事業所の職員体制

管理者	1名	事業所の職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
主任介護支援専門員	1名以上	包括的かつ継続的なサービスが提供されるよう、地域の多様な社会資源を活用したケアマネジメント体制の構築を支援することに専門性を有する。
介護支援専門員	1名以上	主任介護支援専門員の仕事を補完しながら、介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務を実践していく。
保健師	1名以上	介護予防支援・総合事業、給付等が効果的かつ効率的に提供されるよう、適切なマネジメントを行うことに専門性を有する。
社会福祉士	1名以上	相談を総合的に受け止め、訪問して実態を把握し、必要なサービスにつなぐとともに、虐待など高齢者の権利擁護に努めることに専門性を有する。

4. 当事業所が提供するサービスと料金

事業者は、介護予防サービス計画(以下「ケアプラン」という。)の作成、ケアプラン作成後の便宜の供与及びケアプランの変更を行うこととする。

ケアプランの作成	家庭を訪問して、利用者の心身の状況、置かれている環境などを把握したうえで、ケアプラン及びその他の必要な福祉・保健医療サービスが総合的かつ効率的に提供されるように配慮して行うものとする。入院する必要がある場合には、担当介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所へ伝えるよう依頼する。利用者の心身の状況、置かれている環境などを把握し、ケアプラン及びその他の必要な福祉・保健医療サービスが総合的かつ効率的に提供するように配慮して行うものとする。
ケアプラン作成後の便宜の供与	利用者及びその家族等、介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行い、ケアプランの実施状況を把握し、ケアプランの目標に沿ってサービスが提供されるよう介護予防サービス事業者等との連絡調整を行うとともに、利用者の意思を確認し、要介護・要支援認定の更新等に必要な援助を行うものとする。
ケアプランの変更	利用者がケアプランの変更を希望した場合、または事業者がケアプランの変更が必要と判断した場合、事業者と利用者双方の合意に基づき、ケアプランを変更することを行う。

料金について

介護予防支援・総合事業に関するサービスの利用料金については、原則として介護保険制度から全額給付されるため、自己負担はありません。但し、保険料の滞納などにより法定代理受領ができなくなった場合、別表の料金をいただき、後日、東根市の窓口より全額払い戻しを受けていただくことがあります。

5. 通常の事業の実施地域および営業時間

通常の事業の実施地域	東根地区、神町地区
営業日	月曜日～金曜日(但し、祝祭日、12月29日～1月3日は除く)
営業時間	午前8時30分～午後5時15分(但し、電話等により24時間常時連絡可能)

6. 介護予防支援事業所の業務の委託

ケアプランの作成、ケアプラン作成後の便宜の供与及びケアプランの変更は、東根市内外の居宅介護支援事業所に委託することができるものとする。この場合、委託先の事業所名を提示することとする。

7. 苦情申立窓口、苦情処理の対応手順

サービスをご利用された際の苦情に関して、市町村、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合には、それに従って必要な改善を行うこととする。

窓口設置場所	東根市中央一丁目3番5号 東根市地域包括支援センター中央	
苦情処理対応時間	平日 午前8時30分～午後5時15分	
連絡先	TEL:0237-42-3939 FAX:0237-43-2331	
苦情処理担当者	管理者 大滝 志織	
※担当者が不在で対応できない場合においては、他の職員がこれにあたることとする。		
行政機関その他の苦情処理受付機関	東根市健康福祉部福祉課介護保険係	東根市中央一丁目1番1号 0237-42-1111
	山形県国民健康保険団体連合会	寒河江市大字寒河江字久保6 0237-87-8006
	山形県福祉サービス運営適正化委員会	山形市小白川町二丁目3番31号 023-626-1755

8. 虐待の防止のための措置に関する事項

利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため、事業者は次のとおり必要な措置を講じる。

- ・虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について担当職員に周知徹底を図る。
- ・虐待防止のための指針を整備する。
- ・虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- ・高齢者虐待防止の措置を適切に実施するための担当者を設置する。
- ・虐待等が発生した場合、速やかに市町村へ通報し、市町村が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努める。

9. 事故発生時の対応

事故発生時の対応	事業者は、契約者に対する介護予防支援サービス等の提供により事故が発生した場合、また介護サービス提供中に症状の急変や緊急事態が生じた場合は速やかに主治医や家族、市町村に連絡をするとともに、必要な措置を講じることとする。また、当該事故により契約者に賠償すべき結果が発生した場合には速やかに損害賠償を行うこととする。
----------	---

10. その他運営に関する重要事項

資質の向上	事業所は、介護支援専門員、保健師及び社会福祉士の資質向上を図るために研修の機会を設けるものとする。
守秘義務	・職員は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らしてはならない。 ・事業者は業務上知り得た利用者または家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
ハラスメントの防止対策	・事業所は職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指す。 ・利用者が事業者の職員に対して行う、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメントなどの行為を禁止する。

11. 個人情報の使用に対する同意について

地域包括支援センターには、業務を遂行するうえで知り得た利用者又はその家族の情報について守秘義務がある。しかし、適切なケアマネジメントを行ううえで、連携を取る必要のある機関に対して、必要な情報を、同意を得たうえで使用させていただくこととする。

本書2通を作成し、それぞれ1通を保管するものとする。

令和 年 月 日

当事業所は、契約者に対する介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの提供開始に当り、
契約者
契約者の家族
に対して、本書面に基づき上記の事項について説明致しました。

事業所所在地 東根市中央一丁目3番5号(ふれあいセンター1階)
事業者 東根市地域包括支援センター中央
社会福祉法人 東根市社会福祉協議会
会長 土田正剛 印

説明者 (職名)
(氏名) 印

私は、本書面に基づいて事業者から上記事項について説明を受けました。
私は、介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの利用を申し込み、サービス提供開始に同意します。

契約者

住所

氏名 印

契約者の家族

住所

氏名 印

【別 表】

(介護予防サービス計画費の額)

介護予防支援	4,420 円
初回加算	3,000 円
委託連携加算	3,000 円
高齢者虐待防止措置未実施減算 (※)	所定単位数の 100 分の 1 に相当する単位数を減算
業務継続計画未策定減算(令和 7 年 4 月から)(※)	所定単位数の 100 分の 1 に相当する単位数を減算

※要件に該当する場合のみ減算

(第 1 号介護予防支援事業支給費の額)

ケアマネジメント A (原則的な介護予防ケアマネジメント)	4,420 円
ケアマネジメント C (初回のみ介護予防ケアマネジメント)	4,420 円
初回加算	3,000 円
高齢者虐待防止措置未実施減算 (※)	所定単位数の 100 分の 1 に相当する単位数を減算
業務継続計画未策定減算(令和 7 年 4 月から)(※)	所定単位数の 100 分の 1 に相当する単位数を減算

※要件に該当する場合のみ減算